

〈書 評〉

木村剛

『竹中プランのすべて』

(アスキー・コミュニケーションズ 2003年3月)

石川純治

目次

- 1 はじめに－「りそなショック」と竹中プラン－
- 2 本書の構成－ファイターとしての「男」の思い－
- 3 竹中3原則－「金融再生プログラム」の本丸－
- 4 真のターゲット－「不作為という名の作為」－
- 5 ディスクローチャー50年史と竹中プラン－「会計の精神」－

1 はじめに－「りそなショック」と竹中プラン－

5月18日(日)、新聞各紙は一斉にりそな銀行への2兆円の資本注入決定を報じた。噂されていた銀行の実質国有化に、金融界のみならず日本全土に「りそなショック」の激震が走った。その震源はすでに昨年10月末に存在していた。いうまでもなく、昨年の平成14年10月30日、金融庁が公表した「金融再生プログラム」、いわゆる「竹中プラン」である。竹中平蔵はこの3月期決算で結果をみせてもらおうと公言していたが、その1つの結果が出たわけだ。

今回の「りそなショック」の直接の引き金になったのは、監査法人の厳正な監査である。それをいわば予告する本書での著者木村剛の発言がある。「監査法人が1つのキーパーソンになる」(307頁)、「この3月期決算は、外部監査人のプロフェッショナルリズムが問われるでしょう」(310頁)がそれである。竹中プランが公表されてちょうど半年、「りそなショック」は、この竹中プランのいわばシナリオどおりに展開されたともいえる。そのことは、本書を読めば自ずと明らかになるだろう。

2 本書の構成—ファイターとしての「男」の思い—

「金融再生プログラム」そのものは、本書の巻末資料にも掲載されているが、10ページたらずの短いものである。だが、たった1カ月間で練り上げたと言われているが、そこには日本の経済再建に向けた、きわめて重要なメッセージがしたためられている。「骨抜きプラン」と揶揄するマスコミもあるが、本書はその真実の姿を竹中の「ブレーン」と称される木村剛が、評論家でも経済学者でもない、また金融担当大臣でもない一個のファイターとしての「男」(竹中)の思いを伝えるため(序文)、緊急出版したものである。

本書は、木村が編集部のインタビューに答えながら、「金融再生プログラム」をコンメンタール風に解説するという形(逐条解説)をとっている。具体的には、「金融再生プログラム」の3つの柱、すなわち(I)金融システム、(II)企業再生、(III)金融行政のそれぞれ3つの新しい枠組みを3つの章(第2, 3, 4章)で解説し、その前後に「なぜ竹中プランが必要だったか」(第1章)、「竹中プランは成功するか」(第5章)を配置している。

「金融再生プログラム」の本丸は、何と言っても、いわゆる「竹中3原則」が網羅されている3つ目の(III)「新しい金融行政の枠組み」である。したがって、本書評も「新しい金融行政の枠組み」を徹底解説している第4章が中心になる。そこには、会計・監査にかかわる事項がもっとも多く登場するだけに、評者の関心と焦点もそこに当てられる。

3 竹中3原則—「金融再生プログラム」の本丸—

竹中が大臣就任時(2002年9月)に掲げた、①資産査定厳格化、②自己資本の充実、③ガバナンスの強化、この3つの原則は世に「竹中3原則」とよばれる。この3原則がずばりそのままの形で織り込まれているのが、(III)「新しい金融行政の枠組み」である。マスコミの目も、したがって、ここに集中する。既に述べたように、木村が熱っぽく解説する第4章「『新しい金融行政の枠組み』とは何か」は、本書の中心部分であり、また評者がもっと

も関心をもつところである。

（１）資産査定の厳格化—個別引当金問題—

竹中３原則の１番目、「資産査定の厳格化」では５つあげられているが、特に重要なのは「（ア）資産査定に関する基準の見直し」である。それは①DCF的手法の導入、②引当金算定期間の見直し、③債務者区分の統一、（ホ）デット・エクイティ・スワップの時価評価、（ヘ）再建計画の検証、（ヘ）担保評価の厳正な検証、の６項目からできており（厳格化の「６大武器」）、会計事項が多く関わるところでもある。

まず、６大武器のなかでも目玉と言われる「DCF的手法」の導入をみておきたいが、個別引当の是非問題それ自体（マスコミがいうところの「森・木村対決」）は、あとでも触れるが官僚の「不作為という名の作為」ともかわって興味深いところである（258-61頁）。さて、DCF的手法とは、貸出債権の評価（割引現在価値）の方法であるが、将来キャッシュフロー（分子）を割引率（分母）で現在価値に割引くものである。やや専門的（会計理論）になるが、分母側の割引率をどう扱うかが、実は時価会計とこれまでの原価評価の枠組みとの分かれ目になる^{（１）}。

今回のDCF的手法は、昨年末の12月26日に日本公認会計士協会が出した「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法（DCF法）が採用されている場合の監査上の留意事項」（公開草案）に詳しく記されているが、そこでは要するに時価会計ではなく、これまでの原価評価の枠内の扱いになっている。それは、草案の幾分長いタイトルでの「キャッシュ・フロー見積法（DCF法）」という書き方に表れている。簡単に言えば、分母側には測定時点でのリスク（リスクプレミアム）は反映されず、分子側の将来キャッシュフローの見積に焦点があてられているということである^{（２）}。

木村は、そのことをよく知っていて、「現行の会計ルールに基づく限り、貸出債権の評価は原価法に基づく」と定められています。時価会計ではないの

です。…DCFの手法の影響は、この『将来キャッシュフロー』をいかに厳格に見積もるかということにかかってくるのです」(266頁)と述べている。ただ、金融商品会計での貸出債権の扱いがこれまでの原価評価の枠内かどうか、会計理論として議論の余地はある⁽³⁾。

もし、時価評価として割引率にリスクプレミアムが加味されると、(その債権価値はより小さくなるので)貸倒引当不足額はあっという間に大きくなる。この点において、DCFの手法の導入はマスコミが注目するほど大きなインパクトを与えるものでないかもしれない。この点で、木村が「ある意味で、これはDCFの手法より強力なツールとさえ言えます」(271頁)と述べている。6大武器の2つ目の「引当金算定期間の見直し」も重要である。それも専門的になるので、ここでは詳しくふれないが、要は「…『DCFの手法は実務的に難しい』と言って逃げられるかもしれないので、引当金算定の期間で対応できるようになっている。一の矢で逃げられても、二の矢、三の矢で仕留められるようになっている」(272頁)というわけである。したたかな野生の鹿や兎(銀行や監査人)を用意周到に追う、まさにいくもの武器を持つ狩人(竹中・木村)、ということか。

書評という紙幅の制約上、そのすべてにはふれられないが、評者の関心からもう1つあげるなら、4番目の「デット・エクイティ・スワップの時価評価」であろう。デット・エクイティ・スワップとはいわゆる「債務の株式化」(不良債権の株式化)といわれるもので、銀行が保有する再建企業向けの債権をその企業の株式(ほとんどが優先株だが)に振り替える手法である。昨年、ダイエー、長谷工などかなりの企業が大手銀行との間で実施している⁽⁴⁾。企業再生の切り札との期待もあるが、木村に「インチキの代名詞」(276頁)と言われるように、盲点も多い⁽⁵⁾。

とりわけ、明確な会計ルールがなかったが、昨年10月、企業会計基準委員会が時価評価の会計ルールを決めた。ただ、その適用対象が基準公表後に実施した債務の株式化になっているので、公表前は時価評価しなくてすむことになる⁽⁶⁾。そこで、「…(9月30日末までに-引用者)ミニラッシュが発

生しました。9月30日までに実施してしまえば、永遠に時価評価しなくていいわけですから。こんな馬鹿な会計ルールを作成する企業会計基準委員会というのは、一体全体どういう見識を持っているのかと疑いたくなります。…会計のあり方を大きく踏み外してしまっているわけです。これも、銀行からのプレッシャーのせいなんですよ（280頁）、と木村の批判は手厳しい⁽⁷⁾。そのことを意識して、この4つ目の武器はわざわざ「…デット・エクイティ・スワップに関しては、取引の時期を問わず、時価評価を適用することを検討する」（傍点は引用者）、と記している。

以上、「(ア) 資産査定に関する基準の見直し」に関する6大武器についてみてきたが、この他に「特別検査の再実施」や「自己査定と金融庁検査の格差公表」など重要項目もあるが、「(オ) 財務諸表の正確性に関する経営者による宣言」だけ若干ふれておきたい。

これは、エンロン事件をきっかけに昨年7月、これも短期間で作り上げられたが、「企業改革法」（サーベンス・オクスレー法）での宣誓義務と同じ内容をもつ。ただ、会計理論としてみたとき、「資産査定を含む財務諸表が正確であることに、…」（傍点は引用者）にはこれまでのフロー（利益）の適正性よりも、ストック（資産・負債）の正確性が強調されているようにみえる。こうしたストック志向は、銀行の財務諸表だけでなく、一般に今日の企業会計のあり方をみるとき1つの特徴でもある。したがって、これまでの伝統的なフロー志向（期間損益の適正性）の枠組みとどう整合しうるか、1つの理論的課題ではある。

もう1つ、重要なのはこの「宣誓」が実際に実施されるかということだが、「ちょうど、金融審議会第一部会のディスクロージャー・ワーキンググループは、有価証券報告書の記載内容の適切性に関する宣誓書を正式な添付書類にすることを是非を検討していますから、早ければ、この3月期決算から要請することになります」（291頁）と述べている。あとで粉飾が発覚でもしたら、それこそ損害賠償が代表取締役個人にくるから、まさにこの3月期決算が注目される⁽⁸⁾。

いずれにしても、米国でもそしてわが国でも、企業会計（会計・監査）がコーポレート・ガバナンスの一環のなかで、それに組み込まれる形で規制強化されてきていることは確かであろう。

（2）自己資本の充実－繰延税金資産問題－

冒頭で述べたように、今回の「りそなショック」の直接の引き金になったのは、銀行の自己資本問題とそれを厳正に監査した監査法人である。その点で、竹中3原則の2番目、「自己資本の充実」はきわめて重要なところである。そこでは、「(ア) 自己資本を強化するための税制改正」から「(カ) 自己資本比率に関する外部監査の導入」まで6項目があげられているが、ここで重要なのは「(イ) 繰延税金資産に関する算入の適正化」と「(ウ) 繰延税金資産の合理性の確認」である。

結局のところ、今回の「りそな問題」は繰延税金資産の資産性の問題（バランスシートの貸方側からは自己資本の算定問題）であった。(イ)「繰延税金資産については、その資本性が脆弱であるため、自己資本比率規制における取扱については、会計指針の趣旨に即ってその資産性を厳正に評価するとともに、算入上限についても速やかに検討する」（傍点は引用者）の傍点箇所が重要なところである。「資本性が脆弱→資産性の厳正評価」ではあるが、「資産性があやしい→資本性が問題」というのが筋道だろう（借方の資産性問題→貸方の資本性問題）。

そこで、(ウ)の繰延税金資産の合理性の問題になるわけだが、「主要銀行の経営を取り巻く不確実性が大きいことを認識し、翌年度を超える将来時点の課税所得を見積もることが非常に難しいことを理解した上で、外部監査人に厳正な監査を求めるとともに、主要行の繰延税金資産が厳正に計上されているかを厳しく監査する」（傍点は引用者）と謳っている。

ここで、木村の次の発言が今回の問題とつながる。その点で重要であるので、やや長くなるが、引用しよう。すなわち、「要するに、さりげなく、繰延税金資産の自己資本への算入は、1年以上は非常に難しいと言っているわ

けです。じつはこれ，現行の会計ルール通りなんですけれどね。無理な収益計画になっていないか。無理に長い期間を計上していないか。そもそも，いわゆる『第4項但書き』といわれる例外条項で5年間計上して本当によいのか。…『第4項但書き』が2年連続で適用されるなんてことが本当に可能なのか。などということについて，疑問を提示しているわけです。特に，この3月期については，こういうことについて，真摯な議論が必要になるはずなんです（304頁，傍点は引用者）と。

やや専門的になるが，ここで「第4項但書き」とは，日本公認会計協会の「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（平成11年11月，監査委員会報告第66号）に記されているもので，要するに，繰越欠損金が「非経常的な特別の原因」（リストラや法令の改正など）で発生したものであれば，5年間まで回収可能であると認めてよいとする例外規定である。銀行の赤字がこうした特例に該当しないのは明らかで，その回収可能性は極めてあやしいというのが妥当な判断である。この「但書き」をめぐる攻防は，明らかに銀行側に不利というわけだ。実際，りそな銀行のケースでは，5年分から3年分に短縮された結果，自己資本比率が当初予想していた6％程度から一挙に2％程に低下し（グループ全体でも3.8％），国内営業の最低基準の4％を下回ったわけである⁽⁹⁾。

いずれにしても，それはあくまで現行の会計ルールに則って監査を実行した結果である。その意味で，当たり前のことが断行されたと言うべきであろう。「新しく検討されている『算入上限』によらなくても，現行の会計ルールをしっかりと適用していくのであれば，同じような結果になる（米国流の10％ルールの適用－引用者）ということなんです。これはルール変更でもなんでもない。現行ルールそのものなのですね」（306頁），というわけである。マスコミから「甘い監査」，「手心監査」，「なれあい監査」などと揶揄されがちだが（あたっている面もある），監査業務の核心ともいえるべき「監査の独立性」（精神的独立性）が，迷いに迷った決断であるにせよ，“教科書どおり”貫かれたと見るべきである。

(3) ガバナンスの強化—監査法人の重責—

竹中3原則の3番目、「ガバナンスの強化」では5項目があがっているが、なかでも「(ア) 外部監査人の機能」が重要なところである。すなわち、「資産査定や引当・償却の正確性、さらに継続企業の前題に関する評価については、外部監査人が重大な責任をもって、厳正に監査を行う」(傍点は引用者)である。先にも触れたが、「正確性」という観点からの監査、さらに企業の継続性に関する監査(ゴーイング・コンサーン監査)という点が重要である⁽¹⁰⁾。

木村はこの点に関して「ものすごい責任です。この3月期決算は、外部監査人のプロフェッショナリズムが問われるでしょう。…もしも、外部監査人が甘い監査をしたならば、万が一の場合のリスクは銀行経営者だけではなく、外部監査人に向かうかもしれません」(310頁)と述べているが、この重責はまさに「命がけの監査」につながったわけである。

先にも述べたが、重要なポイントは、監査がたんなる法的監査(証券取引法、商法)にとどまらず、さらに企業のガバナンスに組み込まれる形になったという点にある。

4 真のターゲット—「不作為という名の作為」—

すでに述べたように、「金融再生プログラム」の前文においては、これまでみてきた「竹中3原則」が明確に記されている。この3原則の他に、前文においてもうひとつ重要な文言がある。すなわち前文の冒頭「日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を作るためには、…」での「信頼の回復」がそれである。

木村は『『金融再生プログラム』の本当のターゲット—すなわち、金融庁に対する『信頼』の回復—を本当に達成できるのかをしっかりとみていく必要がある」(112頁)、「金融問題というものは、すべからく『信頼』の問題です」(120頁)、と繰り返し「信頼」の問題を説いている。

この信頼の対極にあるのが、ある意味で本書を貫いている1つの重要な視点、著者憤懣のキーワード、それが「不作為という名の作為」である。「申

請主義」（金融行政の「病」）という愚かな論理，不作為という名の作為を助長するマスコミ，大臣命令を聞かない官僚をなぜクビにできないのか（第2章，170-81頁），などは問題の本質がどこにあるという点で，きわめて重要なところである。若干，引用しよう。

「金融庁内の抵抗勢力による『不作為という名の作為』に関する問題は非常に深刻です。一朝一夕で治せるかどうか。ここの部分の抵抗はものすごいものがある。じつは，竹中大臣が一番苦勞しているのは，『ここだ』と言い切ってもいい」（177頁），「…不作為を正当化するための言い訳を腐るほど数え上げて，実際は『やらない』という裁量行為をするわけです。不作為を作為的に行っているんですね。…そのことを私は『不作為という名の作為』と表現しています。そういう意味で，『金融再生プログラム』の一番の敵は，銀行経営者ではありません。宿敵は『不作為という名の作為』なのです」（179頁，傍点は引用者）と。この行政の「病」は，こと金融庁の問題にかぎったことではないだろう。そのことは，外務省や旧厚生省などの不祥事を思い出せばよい⁽¹¹⁾。

木村は，最終の第5章で「竹中新3原則」（3つのS）にも触れて，「日本はラストチャンスをもものにできるか」を問う⁽¹²⁾。そこでも，同じくこの「信頼」問題の重要性が強調される。すなわち，「ポイントとなるのは，銀行や銀行経営者以上に重要であり，今回の『金融再生プログラム』の真のターゲットになっている方々です。…一番重要なことは，彼らが（金融庁官僚－引用者）『信頼』を回復できるか否かということ—これに尽きるのです。そのためには，『不作為という名の作為』を即刻やめなければなりません」（342頁，傍点は引用者）と。

こうして，まさに「金融庁の掟を打ち破れるか」，これが竹中プランの行方を左右する重要なカギといえる。

5 ディスクロージャー 50 年史と竹中プランー「会計の精神」ー

米国では、すでに述べたように昨年 7 月、エンロン事件やワールドコム
の破綻を契機に大恐慌以来、およそ 70 年ぶりの市場改革と言われる「企業改
革法」(サーベンス・オクスレー法)が成立した。米国の会計・監査のあり方
も、この企業改革法の規制強化で大きく変わろうとしている⁽¹³⁾。

一方、わが国の会計ディスクロージャーは米国の占領下、その米国証券法、
証券取引法をいわば強制的に押しつけられる形で導入された(昭和 23 年)。
その後、規制強化と規制緩和の左右に揺れながら、いくつかの段階を経て今
日に至っているが⁽¹⁴⁾、そのディスクロージャー史からみれば今日は「会計
ビッグバン」に象徴されるように、これまでにないきわめて大きな変革期に
直面している。その背後に、会計基準の国際的統合化(convergence)の大波
が押し寄せている⁽¹⁵⁾。

いわゆる「失われた 10 年」の 90 年代を振り返れば、これまで銀行は、自
社株買いの解禁(1994 年)、株式の低価法から原価法への変更容認(1997 年)、
土地の含み益の自己資本算入(1998 年)、税効果会計の 1 年前倒し(1999 年)、
そして日銀の銀行株の購入(2002 年)など、一連の銀行優遇行政によって守
られてきた。「会計マジック」を駆使する日本の銀行や企業、さらには金融
システムを守るという錦の御旗のもと国を挙げての「粉飾決算」がまかり通
ってきた。この政治がからんだ「激変緩和措置」や「先送り」といった「日
本問題」の根っこにある構図は、依然として今日まで続いている⁽¹⁶⁾。そこ
に、実は先の「不作為という名の作為」が密接にかかわっている。

竹中プランは金融システム、ひいては日本経済の再建の切り札として登場
した。とりわけ、これまで繰り返されてきた「会計マジック」、「先送り」、
「激変緩和」といった「日本問題」にメスを入れることができるかどうか。
銀行、監査人、金融庁の「三位一体」関係(蜜月関係)の崩壊ともいえる今
回の「りそなショック」は、会計・監査上の今後のあり方における重要事件
であったと後世言われるかもしれない。

竹中プランのすべて（石川）

竹中プラン，とりわけ「竹中3原則」は，すでにみてきたように会計・監査にかかわる事項が重要な柱になっている。金融システムや金融行政の問題にとどまらず，わが国会計ディスクロージャー史の観点からみても，この竹中プランの占める位置は大きい。新たな会計基準の導入（会計ビッグバン）や会計基準の国際化とは異なるレベルで，つまりより基本的なところで—例えば，なぜ会計があるかという「会計の精神」—1つの重要な位置を占めるように思える。本書を読んで，とりわけ著者の精神を読んで，その感を強くした。

著者木村は，これに関連して，別のところで重要な点を指摘している。最後に，それを引用して本書評を終えたい。すなわち，「法律も会計も同じかもしれないませんが，私は，多くの人があまりにも技術論に走りすぎているのではないかと思うのです。…技術論が先行しているという印象で，倫理観の欠如を感じる時があります。テクニックばかりでエシックス（ethics = 倫理）がないということです。…本来自分たちが果たすべきことは何なのか，本当のクライアントはどこにいるのか，自分の仕事の公共性はどうあるべきか，という部分が完全に欠落しているのです」と⁽¹⁷⁾。

重要な点は，『なぜ「法」があるのか』という法の精神，『なぜ「会計」があるのか』という会計の精神が忘れ去られた技術論は，社会に害毒を垂れ流すだけになるのではないか（同62頁）という点にあるように思える⁽¹⁸⁾。

（5月31日稿）

注

- (1) この点については，拙稿「減損会計と利益計算の構造」（『企業会計』2001年11月号，9頁および注19），拙稿「割引現在価値と会計配分」（『経営研究』第53巻第3号，2002年11月，第4節），拙稿「企業会計のハイブリッド構造」（『会計』2003年1月号，6頁，9－10頁）を参照。
- (2) この点について本年1月に公開草案への意見として若干の私見を送った（協会のリサーチ・センター調査第一課）。評者のホームページ（HP）に連載中の「時事会計教室」（No.13「DCF資産査定と会計・監査問題」）参照。キャッ

シュ・フロー見積法については、前掲拙稿「割引現在価値と会計配分」第 4 節および注 14 参照。

- (3) 債権については原則として時価評価は行わないとしているが、一般債権と破産更生債権との中間に位置する貸倒懸念債権には「キャッシュ・フロー見積法」とともに「財務内容評価法」がある。この静態的な方法（破産更正債権でも適用）が動態的な原価評価の枠内かどうか。前掲拙稿「割引現在価値と会計配分」の注 14 参照。
- (4) 例えば『日経金融新聞』2002 年 6 月 12 日、3 月 12 日を参照。最近では、飛鳥建設がみずほコーポレート銀行などと 300 億円の債務株式化で合意している（『日本経済新聞』2003 年 4 月 16 日）。評者の HP に連載中の「時事会計教室」(No.21「デット・エクイティ・スワップという魔法の杖」)参照。ちなみに、債務株式化のきっかけが 2001 年の東京地裁の判事の見解というから、その過程で会計理論はなんら触れられなかったのか。残念ながら、社会的認知と発言力に乏しい会計アカデミズムの一面でもある。
- (5) 債務の株式化は、中小企業にとっては有効な方法である。ちなみに、評者が会計・監査を離れてもっとも関心を持つのはこの中小企業融資の問題である。『金融再生プログラム』では、中小企業向け貸出に関する項目にかなりの分量が割かれている（155 頁）と述べているように、竹中プランでの中小企業融資の位置は重要である。「国民のための金融行政」の 1 つは、この中小企業融資のあり方にある。2001 年春の「石川銀行事件」を思い出せば、現実の金融行政がいかに「国民」からかけ離れているか、その歪みがわかるはずである。この事件は木村剛『日本資本主義の哲学』（PHP 研究所、2002 年、268-74 頁）でも取り上げられた。
- (6) 『日本経済新聞』2002 年 10 月 5 日。
- (7) ちなみに、企業会計基準委員会はその後、すべて時価評価する新たな基準を決めている。『日本経済新聞』2003 年 2 月 5 日。しかし、債務株式化で銀行が保有する株式にも当然、金融商品会計が適用されるだろうから、そもそもその他有価証券の時価評価という現行ルールは適用されないのだろうか。
- (8) 三菱東京フィナンシャル・グループは米国の企業改革法に対応して「情報開示委員会」を設置し、経営トップが決算書の正確性、正当性について「宣誓書」を提出する。米国だけでなく国内向け決算書も宣誓対象とするのは日本企業で初めてという。『日本経済新聞』2003 年 5 月 30 日。
- (9) この何年分までの繰延税金資産を認めるかどうかの攻防は（5 年か 3 年か、はたまたゼロか）、実は金融庁官僚、銀行、監査法人の間できわめて政治的な“暗躍”があったという報道もなされた（『アエラ』6/2 号、『週間朝日』6

竹中プランのすべて（石川）

/ 6号、『週間東洋経済』5/31号)。この「三位一体」の関係（蜜月関係）が、今回崩壊したわけである。詳しくは、評者のHPで連載中の「時事会計教室」（No.19「りそなショックと厳正監査」）参照

- (10) ゴーイング・コンサーン監査は今年3月期決算から実施されることになった。詳しくは、評者のHPの「時事会計教室」（No.22「ゴーイング・コンサーン監査と監査責任」）を参照。
- (11) この官僚の「不作為という名の作為」は、司馬遼太郎が常に批判していた「英雄的自己肥大」なる病に通じる。『司馬遼太郎からの手紙』（『週刊朝日』1999年12月15日増刊号）62頁。また、これも司馬がよく持ち出す夏目漱石の小説『三四郎』での、（三四郎が「日本はどうなるんですか」と聞くと）広田先生の「日本は減びるね」というくだりを想起させる。
- (12) 平成15年1月7日、竹中大臣は新年の決意（竹中新3原則）を述べているが、実は、そこに今回の「りそなショック」の引き金が暗示されている。その意味で、今回の銀行実質国有化は予期されていたともいえる。なお、「3つのS」とは戦略性（Strategic）、健全性（Sound）、誠実性（Sincere）の3つの視点であり、その視点から銀行の経営計画のより厳しいチェックの方針が示されている。詳しくは、前掲HP「時事会計入門講座」（No.19「りそなショックと厳正監査」）参照。
- (13) この企業改革法は、米国資本市場の規制の骨格をなす1933年の証券法、SECの設置、1934年の証券取引法など、大恐慌時代に成立した資本市場の土台の大幅な改革の性格をもつ。詳しくは、評者のHPの「時事会計教室」（No.20「企業改革法と会計・監査」）参照。
- (14) わが国の会計ディスクロージャー史については、いくつかの発展段階がある。例えば、吉村光威『ディスクロージャーを考える』（日本経済新聞社、1991年）では、ディスクロージャーの日本史を4つの時期に区分している。すなわち、(i)米国方式を占領下で導入（昭和23年の証取法制定）、(ii)その反省で規制緩和（昭和28年証取法改正から昭和46年の証取法改正まで）、(iii)証券不況、粉飾決算事件などを経て再整備・強化（昭和63年の証取法改正以前まで）、(iv)国際化へ歩み寄りながら発展（昭和63年の証取法改正より）である。
- (15) 会計基準に加えて監査基準、コーポレート・ガバナンスの3つの国際的統合化が進展している。会計規制の国際化の意義と問題点については、拙稿「時価会計と資本利益計算の変容（上）」（『経営研究』第53巻第2号、2002年7月）IIの第4節参照。
- (16) 詳しくは、評者のHPの「時事会計教室」（No.12「銀行の8兆円の資本補強と税効果会計」）、および「失われた10年」と会計問題について触れている

拙稿「書評：磯山友幸著『国際会計基準戦争』（『経営研究』第 53 巻第 4 号, 2003 年 1 月）参照。

- (17) 雑誌『法学セミナー』2003 年 3 月号（日本評論社）の「連続対談第 4 回『『フェア』なフィールド整備なしに日本の再生はない』62 頁。
- (18) より詳しくは、評者の HP の「時事会計教室」（No.15「会計改革と司法改革」）参照。